

令和 3 年度

国債整理基金特別会計財務書類

国債整理基金特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第19条第1項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和3年 3月31日)	本会計年度 (令和4年 3月31日)		前会計年度 (令和3年 3月31日)	本会計年度 (令和4年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	12,225,220	18,074,591			
有価証券	1,569,181	450,354			
未収収益	2	3			
他会計繰戻未収金	281,713	228,191			
有形固定資産	0	0			
物	0	0	<資産・負債差額の部>		
無形固定資産	0	0	国債整理基金	14,076,118	18,753,141
			(うち受入株式)	(1,369,634)	(310,463)
資産合計	14,076,118	18,753,141	負債及び資産・ 負債差額合計	14,076,118	18,753,141

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日〕	本会計年度 〔自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日〕
国債事務取扱費	16,982	21,550
支払手数料	16,838	21,411
その他の経費	143	139
減価償却費	0	0
利子及割引料	8,193,472	7,980,423
資産処分損益	—	0
本年度業務費用合計	8,210,455	8,001,974

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕
I 前年度末国債整理基金	49,773,324	14,076,118
II 本年度業務費用合計	△ 8,210,455	△ 8,001,974
III 財 源	8,235,891	8,060,725
1 自 己 収 入	70,222	105,321
運 用 収 入	99	95
配 当 金 収 入	34,557	57,941
そ の 他 の 財 源	35,566	47,285
2 目 的 税 等 収 入	112,151	111,978
たばこ特別税収入	112,151	111,978
3 他会計からの受入	8,053,517	7,843,424
一般会計からの受入	7,392,968	7,207,880
交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入	134	364
外国為替資金特別会計からの受入	279	258
財政投融资特別会計からの受入	653,577	628,717
エネルギー対策特別会計からの受入	739	551
年金特別会計からの受入	41	99
食料安定供給特別会計からの受入	226	164
国有林野事業債務管理特別会計からの受入	350	12
自動車安全特別会計からの受入	714	362
東日本大震災復興特別会計からの受入	4,484	5,013
IV 無償所管換等	—	240,797
V 資産評価差額	113,196	△ 163,130
VI その他資産・負債差額の増減	△ 35,835,838	4,540,603
VII 本年度末国債整理基金	14,076,118	18,753,141

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
株式売却収入	—	1,093,147
運 用 収 入	104	94
配 当 金 収 入	34,557	57,941
そ の 他 の 収 入	35,398	48,176
目 的 税 等 収 入		
たばこ特別税収入	112,151	111,978
他会計からの受入		
一般会計からの受入	22,324,518	24,588,371
交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入	31,328,507	31,174,140
外国為替資金特別会計からの受入	279	258
財政投融资特別会計からの受入	11,965,094	24,780,395
エネルギー対策特別会計からの受入	9,617,142	9,732,678
年金特別会計からの受入	1,452,462	1,446,729
食料安定供給特別会計からの受入	103,921	121,121
国有林野事業債務管理特別会計からの受入	363,352	360,312
自動車安全特別会計からの受入	35,825	33,172
東日本大震災復興特別会計からの受入	4,484	251,015
公 債 金	108,503,859	142,850,158
前年度剰余金受入	3,091,827	3,052,189
財 源 合 計	188,973,488	239,701,883
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
国債事務取扱諸費		
支 払 手 数 料	△ 16,838	△ 21,411
そ の 他 の 支 出	△ 143	△ 139
債 務 償 還 費	△ 177,710,843	△ 228,621,220
利 子 及 割 引 料	△ 8,193,472	△ 7,980,423
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 185,921,298	△ 236,623,194
業 務 支 出 合 計	△ 185,921,298	△ 236,623,194

業 務 収 支	3,052,189	3,078,689
Ⅱ 財 務 収 支		
財 務 収 支	—	—
本 年 度 収 支	3,052,189	3,078,689
翌 年 度 歳 入 繰 入	3,052,189	3,078,689
特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定 による借換国債収入額	9,372,578	15,135,793
資金の預託金以外への運用	△ 199,547	△ 139,890
本年度末現金・預金残高	12,225,220	18,074,591

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

全て満期保有目的以外の有価証券であり、市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないもののうち政府出資等として管理されている有価証券については、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。その他の有価証券については、原価法によって評価している。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金の種類：国債整理基金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第38条

内 容：国債の償還及び発行を円滑に行うために設置している。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「有価証券」には、国債及び東京地下鉄株式会社株式を計上している。
- ・「未収収益」には、運用利子に係る当年度分を計上している。
- ・「他会計繰戻未収金」には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第1項の規定による繰入額の残高及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第12条第5項の規定による繰入額の残高を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権について、取得価格で計上している。

イ 資産・負債差額の部

- ・「国債整理基金」とは、公債等の償還のために一般会計等から繰り入れられた償還財源の残高等を、資産・負債差額の部で整理したものである。なお、内訳として本特別会計に帰属している株式の価額を区分して計上している。

② 業務費用計算書

- ・「支払手数料」には、国債事務取扱手数料及び株式売払手数料を計上している。
- ・「その他の経費」には、証書等製造費及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産に係る減価償却費を計上している。

- ・「利子及割引料」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等の利子並びに借入金及び一時借入金の利子を計上している。なお、本特別会計においては、各会計から受け入れた資金等を財源として支出した額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、無形固定資産に係る除却損を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末国債整理基金」には、前年度の貸借対照表の「国債整理基金」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「運用収入」には、国債整理基金の運用から生じる利子収入等を計上している。
- ・「配当金収入」には、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式からの配当金収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、公債発行に伴う経過利子受入等を計上している。
- ・「たばこ特別税収入」には、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」第 24 条の規定によるたばこ特別税収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 42 条第 1 項の規定による一般会計が負担する公債等の利子及び借入金の利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「外国為替資金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による外国為替資金特別会計が負担する国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、外国為替資金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 68 条第 1 項の規定による財政投融资特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、財政投融资特別会計からの受入額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定によるエネルギー対策特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、エネルギー対策特別会計からの受入額を計上している。
- ・「年金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による年金特別会計の借入金及び一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、年金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による食料安定供給特別会計の借入金の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、食料安定供給特別会計からの受入額を計上している。
- ・「国有林野事業債務管理特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による国有林野事業債務管理特別会計の借入金の利子の支払に充てる目的のため、国有林野事業債務管理特別会計からの受入額を計上している。
- ・「自動車安全特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 17 条第 1 項の規定による自動車安全特別会計の借入金の利子の支払に充てる目的のため、自動車安全特別会計からの受入額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 229 条第 2 項の規定による東日本大震災復興特別会計が負担する公債の利子及び国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、東日本大震災復興特別会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、「特別会計に関する法律」附則第 12 条の 3 の規定により、一般会計から無償で本特別会計に所属替された日本郵政株式会社株式の増加額を計上している。

- ・「資産評価差額」には、有価証券の時価評価に伴う評価差額及び国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、債務償還費(公債等、借入金及び政府短期証券の元本部分の償還額)、債務償還費に充てられる財源の受入額、令和3年度において「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定により発行した借換国債の発行収入金、雑収入として受入れた経過利子のうち預り計上額と戻入額の差額及び保有株式の売却による減少額を計上している。
- ・「本年度末国債整理基金」には、本年度の貸借対照表の「国債整理基金」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「株式売払収入」には、国債整理基金特別会計保有の日本郵政株式会社株式の売払収入を計上している。
- ・「運用収入」には、国債整理基金の運用による利益金を計上している。
- ・「配当金収入」には、東京地下鉄株式会社株式及び日本郵政株式会社株式からの配当金収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、公債発行に伴う経過利子受入等を計上している。
- ・「たばこ特別税収入」には、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」第24条の規定によるたばこ特別税収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第2項の規定による繰戻及び改正法附則第12条第5項の規定による繰戻のほか、「特別会計に関する法律」第42条の規定による一般会計が負担する公債等の償還及び利子、借入金の償還及び利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、交付税及び譲与税配付金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「外国為替資金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による外国為替資金特別会計が負担する国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、外国為替資金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第68条第1項の規定による財政投融资特別会計が負担する公債の償還及び利子、国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、財政投融资特別会計からの受入額を計上している。
- ・「エネルギー対策特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定によるエネルギー対策特別会計の借入金の償還及び利子、石油証券の償還並びに国債事務取扱諸費のほか、同法第91条の3第1項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券の償還の支払に充てる目的のため、エネルギー対策特別会計からの受入額を計上している。
- ・「年金特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による年金特別会計の借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払に充てる目的のため、年金特別会計からの受入額を計上している。
- ・「食料安定供給特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による食料安定供給特別会計の借入金の償還及び利子、食糧証券の償還並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、食料安定供給特別会計からの受入額を計上している。
- ・「国有林野事業債務管理特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による国有林野事業債務管理特別会計の借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、国有林野事業債務管理特別会計からの受入額を計上している。

- ・「自動車安全特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定による自動車安全特別会計の借入金の償還及び利子の支払に充てる目的のため、自動車安全特別会計からの受入額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第229条第2項の規定による東日本大震災復興特別会計が負担する公債の償還及び利子並びに国債事務取扱諸費の支払に充てる目的のため、東日本大震災復興特別会計からの受入額を計上している。
- ・「公債金」には、借換国債（「特別会計に関する法律」第46条第1項及び令和2年度において同法第47条第1項の規定により発行した公債）の発行による収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本特別会計の前年度剰余金を計上している。
- ・「支払手数料」には、国債事務取扱手数料及び株式売払手数料を計上している。
- ・「その他の支出」には、証書等製造費及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「債務償還費」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等、借入金、石油証券及び食糧証券の償還額を計上している。
- ・「利子及割引料」には、一般会計及び他の特別会計の負担に係る公債等の利子、借入金及び一時借入金の利子を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、「業務収支」の額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」の額を計上している。
- ・「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額」には、令和4年度における国債の整理又は償還のために令和3年度において発行した借換国債の発行収入金を計上している。
- ・「資金の預託金以外への運用」には、本特別会計における余裕金の国債への運用を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額」を加え、「資金の預託金以外への運用」を減額したものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(4) 本特別会計は、「特別会計に関する法律」第12条の規定による財政融資資金への預託による運用のほか、同法第45条第1項の規定により、国債の保有による運用が認められており、令和3年度末においては、139,890百万円を「有価証券」として運用している。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	18,074,591
合 計	18,074,591

② 有価証券の明細

ア 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格があるもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
日本郵政株式会社株式	1,045,432	△ 149,392	240,797	1,136,837	—	—	—
合 計	1,045,432	△ 149,392	240,797	1,136,837	—	—	—

イ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格がないもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
個人向け国庫債券	199,547	—	2,345,290	2,404,947	—	—	139,890
東京地下鉄株式会社株式	324,201	△ 259,960	—	—	246,222	—	310,463
合 計	523,748	△ 259,960	2,345,290	2,404,947	246,222	—	450,354

ウ 市場価格のある有価証券(満期保有目的以外)の時価等の明細

(単位：百万円)

銘 柄	株 式 数	取 得 原 価	時 価	貸 借 対 照 表 計 上 額
日本郵政株式会社株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

エ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純 資 産 額 に よる算出額 (G=C×F)	貸 借 対 照 表 計 上 額 (国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
東京地下鉄株式会社	1,792,110	1,210,884	581,226	120,267	64,241	53.41%	310,463	310,463	法定財務諸表
合 計	1,792,110	1,210,884	581,226	120,267	64,241	—	310,463	310,463	

③ 他会計繰戻未収金の明細

(単位：百万円)

債 権 の 種 類	相 手 先	本年度末残高	債 権 の 内 容 等
他 会 計 繰 戻 未 収 金	一般会計	61,379	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第6条第1項の規定による繰入額の残高
他 会 計 繰 戻 未 収 金	一般会計	166,812	改正法附則第12条第5項の規定による繰入額の残高
合 計		228,191	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物 品	0	—	—	0	—	0
小 計	0	—	—	0	—	0
(無形固定資産)						
電 話 加 入 権	0	—	0	—	—	0
小 計	0	—	0	—	—	0
合 計	0	—	0	0	—	0

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款 項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入 国債保有者等	47,285
合 計		47,285

(2) 他会計からの受入の明細

(単位：百万円)

区 分	計	債務償還費	利子及割引料	国債事務取扱費等	他会計繰戻金
一 般 会 計	7,207,880	—	7,193,825	14,054	—
特 別 会 計	635,544	—	634,408	1,136	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	364	—	364	—	—
外国為替資金特別会計	258	—	—	258	—
財政投融资特別会計	628,717	—	627,903	814	—
エネルギー対策特別会計	551	—	544	6	—
年金特別会計	99	—	99	—	—
食料安定供給特別会計	164	—	163	0	—
国有林野事業債務管理特別会計	12	—	12	—	—
自動車安全特別会計	362	—	362	—	—
東日本大震災復興特別会計	5,013	—	4,957	56	—
合 計	7,843,424	—	7,828,233	15,191	—

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資産等の内容	所管換等の理由	備 考
資産の無償所管換(受)	一般会計	240,797	有価証券 (日本郵政株式会社株)	[特別会計に関する法律]附則第12条の3の規定による無償所管換	
合 計		240,797			

(4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券	△ 409,353	246,222	△ 163,130	
(市場価格のあるもの)	△ 149,392	—	△ 149,392	時価評価に伴う評価差額の戻入
(市場価格のないもの)	△ 259,960	246,222	△ 13,737	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合 計	△ 409,353	246,222	△ 163,130	

(5) その他資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額
債 務 償 還 費		△ 228,621,220
公 債 等 償 還	国債保有者	△ 185,561,472
借 入 金 償 還	財政融資資金等	△ 41,782,847
政 府 短 期 証 券 償 還	民間企業等	△ 1,276,900
償 還 財 源		219,161,976
他 会 計 よ り 受 入	各会計	84,591,248
公債金(特会法第46条第1項)	国債保有者	133,477,580
株 式 売 払 収 入	株式保有者	1,093,147
公債金(特会法第47条第1項)	国債保有者	15,135,793
預 り 経 過 利 子		891
令 和 2 年 度 預 り 戻 入	国債保有者	△ 4,341
令 和 3 年 度 預 り 計 上	国債保有者	5,233
保 有 株 式 の 減 少	株式保有者	△ 1,136,837
合 計		4,540,603

3 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	国債保有者等	48,176
合 計			48,176

(2) 他会計からの受入の明細

(単位：百万円)

区 分	計	債 務 償 還 費	利子及割引料	国債事務取扱費等	他会計繰戻金
一 般 会 計	24,588,371	17,326,969	7,193,825	14,054	53,521
特 別 会 計	67,899,823	67,264,278	634,408	1,136	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,174,140	31,173,776	364	—	—
外国為替資金特別会計	258	—	—	258	—
財政投融资特別会計	24,780,395	24,151,677	627,903	814	—
エネルギー対策特別会計	9,732,678	9,732,126	544	6	—
年金特別会計	1,446,729	1,446,629	99	—	—
食料安定供給特別会計	121,121	120,957	163	0	—
国有林野事業債務管理特別会計	360,312	360,299	12	—	—
自動車安全特別会計	33,172	32,810	362	—	—
東日本大震災復興特別会計	251,015	246,001	4,957	56	—
合 計	92,488,195	84,591,248	7,828,233	15,191	53,521

(3) 資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
国 債 整 理 基 金	12,424,768	242,412,908	236,623,194	18,214,482
合 計	12,424,768	242,412,908	236,623,194	18,214,482

(注) 本年度増加額には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む。